

幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付について
(認可外保育施設用)

2019年10月開始の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設を利用し、要件を満たしたうえで請求した場合、利用料の給付を受けられます。要件等は以下をご確認ください。

1. 対象施設について

幼児教育・保育無償化の対象施設として、施設が所在する市区町村による確認を受けた施設。

※品川区内で対象となる施設は、品川区ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/20191031082217.html>

※品川区以外の施設が対象となるかどうかは、施設が所在する市区町村にご確認ください。

2. 認定について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、**保育を必要とする事由に該当し、認定を受ける必要があります。(認定を受けた期間のみ利用料の給付の請求をすることができます。)**

(1) 認定を受けられる場合

① 3～5歳児：保育を必要とする事由に該当すること。

② 0～2歳児：住民税が非課税であり、保育を必要とする事由に該当すること。

※年齢は、2020年4月1日現在の満年齢を基準とします。

(2) 保育を必要とする事由

- ・就労（月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を常態とすること）
- ・妊娠中であるかまたは産後の間がないこと
- ・求職活動（起業準備含む）を継続的に行っていること
- ・学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ・疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ・同居の親族を常時、介護または看護していること
- ・災害の復旧にあたっていること
- ・児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談されている方）

※保護者それぞれが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

(3) 要件別有効期限および必要書類

| 要件 | 有効期限 | 必要書類 |
|---------|------------------------|---|
| 就労 | 左記の事由により保育を必要とする期間 | 勤務（内定）証明書※ または就労状況申告書※ |
| 妊娠・出産 | 出産予定月を挟んで、前後2か月（計5か月間） | 母子健康手帳の写し（表紙および分娩予定日記入のページ） |
| 求職 | 利用希望日から2か月間 | 求職活動状況申告書※および 求職活動中であることが確認できる書類 |
| 就学 | 左記の事由により保育を必要とする期間 | 在学証明書および時間割表等 |
| 疾病・障害 | 左記の事由により保育を必要とする期間 | 診断書または障害による手帳の写し等 |
| 看護・介護 | 左記の事由により保育を必要とする期間 | 申立書※及び介護が必要であることがわかる 書類（診断書、介護保険証の写し等） |
| 児童虐待・DV | 左記の事由により保育を必要とする期間 | — |

※印がついているものは、区所定様式があるものです。必ず区所定様式をお使いください。

(4) 提出書類

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

②要件確認書類

※②は要件により必要書類が異なります。1ページ目（3）の表および子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）の裏面下部「添付書類」をご確認ください。また不明な場合には、問い合わせ先までご連絡ください。

③保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

※認可保育所等の入所申込みをしていない方のみ

(5) 提出期限および提出先

無償化に伴う利用料の給付を受けたい月の**前月まで**

例) 6月分より給付を受けようとする場合：5月中に提出する必要があります。

※期限までに提出がない場合、認定を希望する月からの認定ができなくなり、給付開始が後ろ倒しになりますのでご注意ください。

必要書類を、保育支援課（〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所第二庁舎 7階）へ郵送または持参にてご提出ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

(6) その他

①すでに認可保育所等の入所申込みをし、「子どものための教育・保育給付認定」の第2号または第3号を受けている方は、今回の「子育てのための施設等利用給付認定」の申請をする必要はありません。ただし「子どものための教育・保育給付認定」の第2号・第3号認定を受けており、**2020年4月1日時点で0～2歳の場合、住民税が非課税の場合のみ**、無償化に伴う利用料の給付の対象となります（「子育てのための施設等利用給付認定」の要件と同様）。

②認定には有効期限があります（(3)参照）。認定が切れると利用料の給付が受けられなくなりますので、更新を希望する場合は、(4)の提出書類を再度提出し、認定を受ける必要があります。

また認定事由の状況が変わった場合は、至急ご連絡をお願いします（就労要件により認定を受けているが、退職した等）。状況が変わり本来であれば認定変更をしなければならない、もしくは認定を受けられない状況になったにもかかわらずその申し出がなく、利用料の給付を受けた場合、返金していただく場合があります。

③一度認定を受けたら、有効期限が切れるまで利用料の給付が受けられるわけではありません。今後、認定状況の現況確認を、少なくとも一年度に一回行う予定です。現況確認の書類を提出いただけない場合、また書類を確認した結果、認定を受けるに当たり必要な要件を満たしていない場合等は、利用料の給付が受けられなくなります。

現況確認については、あらためて区ホームページ等でお知らせいたします。

④認定を受けていることをもって利用料の給付が受けられるのではなく、**請求が必要となります**。以下も必ずご確認ください、請求に漏れがないよう、お願いいたします。

3. 利用料の給付について

幼児教育・保育無償化の対象施設に通い、認定を受けている場合、請求により利用料の給付（施設等利用費の支給）を受けられます。

(1) 利用料給付額（施設等利用費支給額）月額上限

○0～2歳児（住民税非課税世帯）：42,000円

○3～5歳児：37,000円

※認可外保育施設の利用料が上限以下であった場合で、認可外のベビーシッター、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業を使った場合、その利用分を上限以内で合わせて請求することができます。合わせて請求する場合、下記（2）提出書類の②③は利用した事業ごとに必要となります。

(2) 提出書類

①「品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書」

②各月の「品川区特定子ども・子育て支援領収証兼提供証明書」の写し

※①、②とも区の所定様式です。

※②は3カ月ごとに施設が発行する書類です。3月31日時点で品川区が品川区民の在籍を把握している施設に対しては、様式を送付し、発行を依頼しておりますが、発行されないことがありましたら、保護者様から施設に依頼してください。

※様式は、品川区ホームページにも掲載しております。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/20190731185436.html>

(3) 支払方法・スケジュールおよび提出先

四半期ごとに年度で4回、ご指定の金融機関の口座にお振り込みいたします。

| 区分 | 対象月 | 支払予定時期 | 提出期限 |
|-----|--------------|------------|----------------|
| 第1期 | 2020年4月～6月分 | 2020年8月下旬 | 2020年7月15日（水） |
| 第2期 | 2020年7月～9月分 | 2020年11月下旬 | 2020年10月15日（木） |
| 第3期 | 2020年10～12月分 | 2021年2月下旬 | 2021年1月15日（金） |
| 第4期 | 2021年1～3月分 | 2021年5月下旬 | 2021年4月15日（木） |

必要書類を、保育支援課（〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所第二庁舎 7階）へ持参いただくか、郵送してください。

・請求書類の提出が上記提出期限に間に合わなかった場合、遡って請求することもできます。

（例：4～6月分の請求が7月16日以降、10月15日までに提出いただいた場合、上記第2期のスケジュールで審査・支払いたします。）

・提出が上記第4期の期限よりも遅れた場合は、支払が2021年8月以降になる予定です。

・2019年10月～2020年3月分の請求をしていなかった場合、その分を請求することもできます。ただし、すでに保育の必要性の認定を受けていた月の分のみです。

4. (参考) 認可外保育施設の保育料助成制度について

幼児教育・保育無償化の対象となる方のうち、**0～2歳児（住民税非課税のみ）**であり、かつ要件を満たす方は、申請をした場合、認可外保育施設保育料助成制度の対象となります。

○助成・給付月額：合計 67,000 円

| 年齢等 | 無償化に伴う 利用料の給付 | 認可外保育施設 保育料助成 | 計 |
|-----------|------------------|------------------|----------|
| 0～2歳児の非課税 | 42,000 円 | 25,000 円 | 67,000 円 |

無償化に伴う利用料の給付と認可外保育施設保育料助成どちらも対象となる方が、どちらか一方しか請求を行わなかった場合、合計の保護者負担軽減額が小さくなりますので、必ず請求するようお願いいたします。

※0～2歳児で住民税が課税されている世帯の場合、無償化に伴う利用料の給付の対象となりません。認可外保育施設保育料助成のみとなります（要件を満たしている場合のみ）。

※制度の詳細は、『認可外保育施設の保育料助成制度のお知らせ』をご確認ください。

(問い合わせ先・申請書提出先)

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 子ども未来部 保育支援課 開設・計画担当
認可外保育施設保育料助成担当 電話5742-6039